

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年10月18日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年9月30日静岡県告示第665号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
西岡キエ	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
藤原キノエ	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
和田次子	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所
和田親雄	浜松市天竜区春野町石切字大久保592、593、594、595	浜松市役所